

# ○京都府立大学学長選考会議規程

(平成22年京都府立大学規程第1号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、京都府公立大学法人定款(以下「定款」という。)第11条第2項の規定により、京都府立大学学長を選考するためにおかれる学長選考会議(以下「選考会議」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

**第2条** 選考会議は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 定款第18条第1項に規定する経営審議会を構成する者(理事長及び副理事長を除く。)のうちから経営審議会において選出された者 3人
  - (2) 定款第21条第1項に規定する教育研究評議会を構成する者(学長を除く。)のうちから教育研究評議会において選出された者 3人
- 2 前項第1号により選出された者には、定款第18条第2項第4号の規定により任命された者を含むものとする。
- 3 選考会議の委員は、京都府立大学学長選考規程第4条第1項に定める学長候補者として推薦された場合には、当該委員を辞任するものとし、当該委員を選出した経営審議会又は教育研究評議会があらかじめ指名した補欠の委員をもって補充するものとする。

(任期)

**第3条** 前条の委員の任期は、経営審議会又は教育研究評議会の委員としての任期と同一とする。

2 委員は再任されることができる。

(議長)

**第4条** 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は選考会議を招集する。

(審議事項)

**第5条** 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考に関すること
  - (2) 法人の規程によって定める学長の任期に関すること
  - (3) 学長の業績評価に関すること
  - (4) 学長の解任の申出に関すること
  - (5) その他選考会議の運営に関し必要な事項
- 2 議長は、前項各号に掲げる事項について、選考会議の審議を経て具体的な手続きを定め

ることができる。

(定足数)

**第6条** 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

(議決要件)

**第7条** 選考会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第8条** 選考会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

**第9条** この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

この規程は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。